

○国立市子ども家庭支援センター設置条例

平成15年3月27日条例第1号

改正

平成21年12月22日条例第39号

令和4年3月29日条例第3号

国立市子ども家庭支援センター設置条例

(目的及び設置)

第1条 子どもと家庭に係る相談等子育て支援の事業を行うことにより、子どもの健やかな成長を支援するため、国立市子ども家庭支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	国立市子ども家庭支援センター
位置	国立市富士見台3丁目21番地の1

(事業)

第3条 支援センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 子どもと家庭に係る相談に関する事。
- (2) 子育て等に関する情報の収集及び提供に関する事。
- (3) 保護者同士の交流の機会及び子どもの遊び場の提供に関する事。
- (4) 子ども、家庭及び地域と関係機関との連携及び調整に関する事。
- (5) 子どもの虐待の防止に関する事。
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業

(運営協議会)

第4条 支援センターの運営その他必要な事項を協議するため、国立市子ども家庭支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

2 運営協議会は、委員10名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 主任児童委員 1名
- (3) 東京都立川児童相談所職員 1名
- (4) 市内の子どもに関する団体等の関係者 1名

- (5) 市内の小学校児童の保護者 1名
- (6) 市内の中学校生徒の保護者 1名
- (7) 市内の幼稚園及び保育所の園児の保護者 1名
- (8) 前各号に掲げる者以外の子育て中の市民 2名以内

3 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(休館日)

第5条 支援センターの休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から同月31日まで（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第6条 支援センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(利用対象者)

第7条 支援センターを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 市内に居住する子ども及びその保護者
- (2) その他市長が必要と認める者

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、施行について必要な事項は市長が別に定める。

付 則

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年11月国立市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中第58号を第59号とし、第35号から第57号までを1号ずつ繰り下げ、第34号の次に次の1号を加える。

- (35) 子ども家庭支援センター運営協議会委員

第4条中「第2条第15号から第55号」を「第2条第15号から第56号」に改める。

第5条中「第2条第56号から第58号」を「第2条第57号から第59号」に改める。

別表第2中

「保健・福祉サービス苦情等解決委員会委員	〃	9,100円」
----------------------	---	---------

を

「保健・福祉サービス苦情等解決委員会委員	〃	9,100円
子ども家庭支援センター運営協議会委員	〃	9,100円」

に改める。

付 則（平成21年12月22日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和4年3月29日条例第3号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。